

ふじみ野市低入札価格調査に係る審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱(平成22年ふじみ野市訓令第60号。以下「実施要綱」という。)第7条に規定する入札執行の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の入札が、第6条に規定する基準価格未満の価格での入札(以下「低入札」という。)であるとき、第8条に規定する調査等を行うに当たり、審査事務に必要な事項を定めるものとする。

(審査のための合議体)

第2条 実施要綱第8条に規定する調査等は、同条第1項に規定する者(契約担当課長、入札執行者、事業担当課長、設計担当課長、設計担当者(設計を委託した場合は、当該設計図書の点検者)で構成する合議体で行うものとする。

2 合議体の会議を代表する者は、契約担当課長とし、会議の議長となる。

3 合議体を構成する者が、都合により、事情聴取及び会議に欠席する場合は、その者が指定する者が代理してその職責を執行するものとする。

(調査等結果の判定)

第3条 調査等の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合、または、履行がされないおそれがあると認められる場合の判定は、前条に規定する合議体での審査によってその判定を行うものとする

2 前項による判定は、合議体での意見調整の上、合議体としての意見を決定する。この場合において、合議体を構成する者の意見が分かれた場合においては、多数決による決議は行わず、合議体としての意見の取りまとめができるまで意見調整を図るものとする。

(判定基準)

第4条 前条第1項の調査等において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判定の基準(ただし、この基準は失格基準ではない。)は、次のとおりとする。

(1) 基本的判断基準

ア 調査に協力的であると認められること。

イ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であると認められること。

ウ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないと認められること。

(2) 数値的判断基準(入札価格内訳書の審査基準)

ア 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満足していること。

イ 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

ウ 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

エ 直接工事費が設計額の70%以上であること。

オ 共通仮設費が設計額の60%以上であること。

カ 現場管理費が設計額の40%以上であること。

キ 一般管理費が設計額の30%以上であること。

ク 入札価格内訳書の各費目の合計額と入札金額は同一であること。また中項目以上で、値引き等による調整及び違算がないこと。

(3) 当該価格で入札した理由

低入札価格での入札を行った理由に客観的な合理性が認められること。

(4) 手持ち工事の状況

企業規模に比較し、当該工事を受注した場合、過大とならないこと。

(5) 契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等の関連

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(6) 手持ち資材の状況

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(8) 手持機械の状況

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(9) 労務者の具体的供給見通し

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者

本工事と同規模の工事請負契約を締結し、かつ、これをすべて誠実に履行した者であることが認められること。

(11) 建設副産物の搬出先

低入札価格での入札を行ったこととの合理的な関連性が認められること。

(12) 建設業法違反の有無

法違反がなく、法令を遵守していると認められること。

(13) 賃金不払の状況

賃金不払いがなく、企業経営が安定していると認められること。

(14) 下請代金の支払遅延状況

下請代金の支払遅延なく、企業経営が安定していると認められること。

(15) その他契約の内容に適合した履行の確認に必要な事項

低入札価格での入札を行ったこととの関連性が認められること。

2 前項の判定に当たっては、当該基準を基に総合的な視点をもって判定するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、低入札価格の審査に必要な事項は、契約担当課長が第2条に規定する合議体に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。